

串本町通所型独自サービス
重 要 事 項 説 明 書

_____様

社会福祉法人 串本福社会
にしき園指定通所介護事業所

にしき園指定通所介護事業所

重要事項説明書

(串本町通所型独自サービス)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0735(62)6922 緊急時0735(62)5165
受付時間 毎日 8:30~17:30 (但し、1月1日~1月3日を除く)
管理者 和田 吉男

2. にしき園指定通所介護事業所の概要

(1) 指定番号及ぶサービス地域

事業所名	にしき園指定通所介護事業所
所在地	串本町二色160・165番地
介護保険指定番号	3072400298
サービス提供地域	串本町

(2) 同事業所の職員体制

管理者 1人以上
生活相談員 提供時間数に応じ専従 1人以上
看護職員 看護師又は准看護師 1人以上
介護職員 利用者数15人まで 1人以上
利用者数16人以上 (1+(利用者数-15)÷5)人以上
機能訓練指導員 看護師又は准看護師又は理学療法士 1人以上

(3) 営業時間及び休日

午前8:30~午後5:30 休日は1月1日~1月3日の3日間

3. サービスの内容

(1) 送迎

利用当日は、利用者から事前の指定がない限り、午前9時過ぎに自宅へ迎えに行き、帰りは午後5時30分頃が目安となります。

送迎につきましては、事業所とご自宅間を当事業所の所有車両にて行いますが、家族による自家用車での送迎をしていただくこともできます。

(2) 食事

利用当日は、特別養護老人ホームにしき園厨房にて調理した昼食を用意します。
なお、当事業所内には、喫茶コーナー「喫茶こんぺいとう」を設け、町内の喫茶に比べ格安で利用できるようにしております。

(3) 機能訓練 (60分程度)

利用者が現状の身体機能を向上又は維持していくために、ストレッチ、有酸素運

利用者の自宅での生活について、また今後の生活について相談がある場合は、生活相談員が相談にのり、担当ケアマネージャーとも協力して問題の解決にあたります。

(5) 事故発生時等緊急時の対応

当事業所利用中に利用者の病状の急変やその他事故等が発生しました際は、家族または緊急連絡先へ連絡を取ると共に、速やかに主治医や関係機関に連絡を取る等必要な処置を講じます。

(6) 拘束の禁止

当事業所では、利用者の尊厳を重んじるという観点から行動・活動の制限はできる限り行わないようにしております。その結果として、転倒や事故発生の可能性が高くなる場合がありますが、ご理解ください。

4. 利用料金

(1) 利用料

※ 別紙 1 参照

(2) その他費用負担について

利用者が個人的に使用等されている、紙オムツ、処置材料、医療機関に受診した際の診察代や薬代は利用者負担となります。

また、当事業所喫茶「こんぺいとう」にて飲食された場合、その代金は利用者負担となります。

(3) 支払方法

毎月、10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求月の26日までにお支払いください。お支払方法は、できる限り口座自動引落としにてお願いいたします。

(全金融機関で可能)なお、口座自動引落としの所定の申し込み用紙は、当事業所にありますのでお申し出ください。

5. サービスの利用にあたって

(1) サービスの実施と記録

串本町通所型独自サービス計画に基づき、サービスを提供します。利用日の本人の状況、サービス内容等は「連絡帳」に毎回記録し、帰宅時に利用者到手渡しますので、利用日には必ず持参してください。また、家族からの要望等がありましたら連絡帳に記入してください。

(2) サービス内容の変更について

担当ケアマネージャーによる居宅介護支援計画の変更により串本町通所型独自サービス計画も変更する場合があります。その場合、本人、介護者の意向をお聞きしながら事をすすめます。

(3) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員の不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が事業対象者確認において非該当となった場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

1 以下の場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了させることができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が利用者や家族への守秘義務に反した場合
- ・事業者が利用者や家族などに対して社会通念を逸出した行為を行った場合
- ・事業所が破産した場合

2 以下の場合、事業者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了させることができます。

- ・利用者がサービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金支払いの催告にもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ・利用者や家族などが事業者やサービス従事者に対し、本契約を継続し難い程の配信行為を行った場合

(4) 写真の撮影・掲載について

「にしき園だより」や学生による福祉体験等で、ご利用者の写真が撮影・掲載される場合があります。さしさわりのある方はお申し出下さい。

6. サービス内容に関する苦情相談

(1) 当事業所のお客様苦情受付担当

にしき園指定通所介護事業所 管理者 和田 吉男

電 話 0 7 3 5 (6 2) 6 9 2 2

F a x 0 7 3 5 (6 2) 6 9 2 3

受付時間 月～金 8:30～17:30

(但し、12月30日～1月3日を除く)

(2) 当事業所の苦情につきましては、下記窓口でも相談できます。

①串本町役場 福祉課介護保険担当 電話 0 7 3 5 (6 2) 0 5 6 2 代

②和歌山県国民健康保険団体連合会 電話 0 7 3 (4 2 7) 4 6 6 5 代

7. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 串本福社会

代表役職・氏名 理事長 和田 利文

本部所在地 〒649-3512

和歌山県東牟婁郡串本町二色 160 番地

電 話 0 7 3 5 (6 2) 5 1 6 5

§ 契約事前確認について §

令和 年 月 日

串本町通所型独自サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者

所在地 和歌山県東牟婁郡串本町二色 160・165 番地

名 称 にしき園指定通所介護事業所 ㊞

説明者 所属 にしき園指定通所介護事業所

氏名 ㊞

私は本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明並びにその交付を受け、串本町通所型独自サービスの提供開始に同意いたしました。

利 用 者 住 所 串本町 _____

氏 名 _____ ㊞

(代 理 人) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞